

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第9の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからトまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからトまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分</p>

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ (略)

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1)・(2) (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く）。

。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第16の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ (略)

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1)・(2) (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く）。

。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 介護給付費等単位数表の第5の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1

の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（五）（略）

(4) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（三）（略）

(四) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費のロの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。）

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a～d（略）

（五）（略）

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の（1）から（4）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

（1）から（4）までに掲げる単位数

の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（五）（略）

(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（三）（略）

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のロの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。）

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a～d（略）

（五）（略）

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の（1）から（4）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

（1）から（4）までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費（以下「児童デイサービス費」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から

(六)までに掲げる単位数

(一)～(六) (略)

(4) (略)

ホ (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第17の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(ロ)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) (略)

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 二、七〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態に

(1)・(2) (略)

(3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第6の1の児童デイサービス費（以下「児童デイサービス費」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から

(六)までに掲げる単位数

(一)～(六) (略)

(4) (略)

ホ (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(ロ)を算定されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び

(2)に掲げる単位数

(1) (略)

(2) 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態に

<p>あるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 (一)～(三) (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者)のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの 九、八九〇単位</p> <p>(2) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)</p> <p>二、七〇〇単位</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>あるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 (一)～(三) (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
--	---